

認定コミュニティ活動状況資料

小出地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2 ～ 9
委員名簿	1 0

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	1 1 ～ 2 9
当該年度の活動計画書及び収支予算	3 0 ～ 3 2
特定事業の概要・実施報告書	3 3 ～ 4 5

(下寺尾遺跡文化祭事業)

(「相州小出七福神巡り」を活用した健康増進事業)

(小出地区全図)

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（小出地区の特長・現状）

小出地区は、茅ヶ崎市の北部に位置し、昭和３０年に分村合併をした旧小出村の村域を中心に形成される地域です。豊かな緑に囲まれた本地区には、約３，７００世帯、１１，０００人ほどの方が暮らしています。市内でも田畑が多く残る地区で、農業をはじめ、果樹や畜産などが営まれているほか、大岡家菩提寺の浄見寺や市内唯一の大学である文教大学、医療機関や福祉施設などがあります。自然と歴史に溢れ、文教・医療地区としての側面も兼ね備えています。

また、１７ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、防災・防犯など様々な分野で数多くの団体が活動しており、そうした方などの活動場所としてのコミュニティセンターが平成５年に開設され、地域活動の拠点となっています。

（小出地区で地域コミュニティの取り組みを進める理由）

豊かな緑を大切にし、住民と自然とが共存する小出地区であり続けるためには、今まで以上に地区の各種団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければなりません。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに強め、地域横断的な取り組みを進めることが重要です。このような現状を踏まえ、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくためには、市が提案する新たな地域コミュニティの取り組みが適していると考えました。

（小出地区が目指す将来像・方向性）

緑豊かな環境の中で、高齢者はいきいきと暮らし、子どもたちは元気な声を響かせる。そして、地区のみんなが分け隔てなく、いつまでも住み続けたい地区づくりに取り組む。このような夢を実現するため、私たちは、自然・歴史・人など地域の様々な資源の特徴を最大限に生かして、「みんな来い、恋、ふるさと小出」を将来像に、「(仮称)小出地区まちぢから協議会」を立ち上げます。

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 6 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第 2 条に市長が告示する小出地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 1 2」と規約第 2 条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第 6 条（1）に「小出地区に所在する自治会の代表者」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 1 7 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第 6 条第 1 項（3）～（1 4）（（4）、（8）、（9）を除く。）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （3）小出地区民生委員・児童委員協議会の代表 （7）小出地区社会福祉協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （1 0）小出地区体育振興会の代表 （1 3）小出小学校体育施設開放運営委員会の代表 （1 4）小出暫定スポーツ広場運営委員会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）青少年指導員の代表 （6）小出地区青少年育成推進協議会の代表 （1 1）小出小学校 P T A の代表 （1 2）北陽中学校 P T A の代表	・規約の改正により変更はみられるが、条例規則に規定された団体が構成員となっている。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第 6 条第 1 項（1）～（1 6）」に規定される団体名が記載されている。	・規約の改正により変更はみられるが、名簿に記載されている。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第 6 条第 1 項（1 5）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第 1 1 条及び第 2 3 条～第 2 7 条に部会の規定あり。 部会規定に部会に関する詳細の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第 1 1 条第 2 項及び第 3 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第 4 条に目的、第 1 条に名称、第 2 条に主として活動する区域、第 3 条に事務所の所在地、第 9 条に代表者に関する事項、第 1 1 条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第 4 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

小出地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 所在地
- 第4条 目的
- 第5条 事業
- 第6条 委員
- 第7条 準委員
- 第8条 役員
 - 第9条 役員の任務
 - 第10条 役員の任期
- 第11条 会議
- 第12条 総会
 - 第13条 総会の種別
 - 第14条 総会の招集
 - 第15条 総会の議決事項
 - 第16条 総会の議事録
- 第17条 運営委員会
 - 第18条 運営委員会の招集
 - 第19条 運営委員会の決定事項
- 第20条 役員会
 - 第21条 役員会の招集
 - 第22条 役員会の所掌事項
- 第23条 部会
 - 第24条 部会長及び副部会長の任務
 - 第25条 部会長及び副部会長の任期
 - 第26条 部会の招集
 - 第27条 部会の協議事項
- 第28条 事務局
- 第29条 事業及び会計年度
- 第30条 経費
- 第31条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第32条 必要事項

(名称)

第1条 本会は、小出地区まちぢから協議会という。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する小出地区とする。

(所在地)

第3条 本会の主たる事務所の所在地は、小出地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市堤1948番地1）とする。

(目的)

第4条 本会は、小出地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、文化・福祉の向上、生活環境と自然環境の保持・改善に努め、安全・安心で住みやすい地域づくりに市と協働して取り組むことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第6条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 小出地区に所在する自治会の代表者
- (2) 第23条2に定める部会長
- (3) 小出地区民生委員・児童委員協議会の代表
- (4) 交通指導員小出支部の代表
- (5) 青少年指導員の代表
- (6) 小出地区青少年育成推進協議会の代表
- (7) 小出地区社会福祉協議会の代表
- (8) 小出地区農業委員の代表
- (9) 小出地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (10) 小出地区体育振興会の代表
- (11) 小出小学校PTAの代表
- (12) 北陽中学校PTAの代表
- (13) 小出小学校体育施設開放運営委員会の代表
- (14) 小出暫定スポーツ広場運営委員会の代表
- (15) 公募による者
- (16) 本会が推薦する者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員の定数は、45名以内とする。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第7条 本会に地域において活動を行っている又は事業を行っている団体からの推薦又は選出による準委員を置く。

2 準委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置くものとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 書記 2名

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(3) 書記は、会議の記録及び本会の事務を行う。

(4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

(5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

(総会)

第12条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的た

る事項を示して請求があったとき及び第9条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員の選任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、委員及び準委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

3 運営委員会は、委員等以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第18条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第19条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会の承認に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び解散、部会への協議の投げかけに関すること。
- (4) 各部会長の選任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員等から提案された事項に関すること。

(役員会)

第20条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 各部長は、役員会に出席し、各部会活動の進捗や方向について、報告するものとする。
- 4 役員会は、役員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第22条 役員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。
- (3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第23条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部に、部長1名及び副部長を置く。
- 3 既存の部会では、部長は、当該部会からの推薦に基づき、運営委員会が選任する。新設の部会では、運営委員会が部長を選任する。
- 4 副部長は、その部会において部会員の中から互選により選任する。
- 5 部の議長は、部長が就く。

(部長及び副部長の任務)

第24条 部長及び副部長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、担当部会を代表し、部の運営を総括する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部長及び副部長の任期)

第25条 部長及び副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

(部の招集)

第26条 部会は、部長が必要と認めたときに招集する。

(部の協議事項)

第27条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(事務局)

第28条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、次の事項を行う。
 - (1) 会議の資料の作成に関すること。
 - (2) 会議の議事録の作成に関すること。
 - (3) 会計事務に伴う事項に関すること。
 - (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。

(5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第29条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第30条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第31条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成25年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月16日から施行する。

小出地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小出地区まちぢから協議会規約第27条第2項の規定により、小出地区まちぢから協議会(以下「協議会」という。)の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンター管理運営委員会
- (2) 社会福祉部会
- (3) 子ども育成部会
- (4) 防災部会
- (5) 地域活動部会
- (6) 県道七曲り整備部会
- (7) 下寺尾遺跡部会
- (8) 環境保全部会
- (9) 広報部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンター管理運営委員会

協議会と小出地区コミュニティセンター管理運営委員会との連絡調整に関すること。

- (2) 社会福祉部会

- ア 保健・福祉（共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまちづくりに関すること）
- イ 観光に関すること。

- (3) 子ども育成部会

- ア 子育て（次世代の成長を喜びあえるまちづくりに関すること）
- イ 学校教育・社会教育（次世代をはぐくむ教育力に富んだまちづくりに関すること）
- ウ 教育環境（次代に向かって教育環境ゆたかなまちづくりに関すること）
- エ 生涯学習・文化（多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまちづくりに関すること）

- (4) 防災部会

- ア 防災・減災対策の推進に関すること。
- イ 防災・減災等に関する講演の企画・運営及び実施に関すること。
- ウ 防災訓練の企画・運営、実施及び検証に関すること。

- (5) 地域活動部会

- ア 情報交換会、市民集会等の企画・運営及び実施に関すること。
- イ 農業・観光に関すること。

- (6) 県道七曲り整備部会

ア 県道４０４号（遠藤茅ヶ崎）の整備、連絡調整に関すること。

イ その他、土木・基盤（だれもが快適に過ごせるまちづくり）に関すること。

(7) 下寺尾遺跡部会

ア 下寺尾遺跡における連絡調整に関すること。

イ 観光に関すること。

ウ その他、小出地区内に存する遺跡等に関すること。

(8) 環境保全部会

ごみの不適正処理及び不法投棄による被害、環境破壊を進行させない活動に関すること。

(9) 広報部会

小出地区まちぢから協議会の広報活動に関すること。

附 則

この規程は、平成２６年３月３日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年５月１５日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年５月１４日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年６月３０日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年２月１６日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年６月２２日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１８日から施行する。

令和5年度小出地区まちぢから協議会運営委員名簿

	番号	役職	氏名	団体
	1	会長	村越 安芳	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会 会長/小出小学校150周年記念事業部会長
	2	副会長	堀江 朝昭	協議会推薦
	3	副会長	相田 利光	二本松自治会 会長
	4	書記	齋藤 賢一	小出地区社会福祉協議会 会長
	5	書記	井上 寿子	公募委員
	6	会計	布川 友義	公募委員
	7	監事	吉野 久雄	地域活動部会長
	8	監事	大谷 みち子	協議会推薦
	9		石井 義雄	湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎自治会 会長/自治会連合会長
	10		五十嵐 清夫	社会福祉部会長
	11		斉藤 里美	小出地区青少年育成推進協議会 会長/子ども育成部会長
	12		佐藤 次男	小出地区体育振興会 会長
	13		高木 英明	芹沢東部自治会 会長/防災部会長
	14		石井 秀穂	堤上自治会 会長/県道七曲り道整備部会長
	15		宇尾野 政徳	下寺尾遺跡部会長
	16		会見 春雄	芹沢西部自治会 会長/環境保全部会長
★	17		村越 春夫	堤下自治会 会長
	18		林 俊樹	下寺尾自治会 会長/公募委員
★	19		野中 晴	行谷自治会 会長
★	20		川口 久雄	芹沢久組自治会 会長
★	21		米山 一己	芹沢中部自治会 会長
	22		竹田 猛	八王子原自治会 会長
★	23		青木 克隼	芹沢ひかりが丘自治会 会長
★	24		荻野 裕三	芹沢清水台自治会 会長
	25		佐藤 瓊介	湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎自治会 会長
★	26		福田 邦敏	湘南ライフタウン羽根沢第一住宅自治会 会長
	27		山澤 克己	やよい会自治会 会長
★	28		秋津 伸一	芹沢細谷紺谷村自治会 会長
	29		内田 幸男	交通指導員小出支部 支部長
	30		毛利 和夫	小出地区民生委員・児童委員協議会 会長
★	31		小林 緑	青少年指導員
	32		宮田 昌治	スポーツ推進委員
★	33		川嶋 真澄	小出小学校PTA 会長
★	34		金谷 香	北陽中学校PTA
★	35		西ヶ谷 勝久	小出小学校体育施設開放運営委員会 会長
	36		杉山 正明	小出暫定スポーツ広場運営委員会 会長
	37		野中 良幸	協議会推薦
			鄭 美佐子	協議会推薦(準委員:地域包括支援センター)

令和5年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
5月10日(木)	第1回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会5月報告 (2) 令和5年度定期総会に向けた準備 (3) 運営委員会の議題について (4) 部会の活動報告
5月18日(木)	定期総会	(1) 議案第1号：令和4年度事業報告、収支決算及び会計監査報告 (2) 議案第2号：役員の選出 (3) 議案第3号：令和5年度事業計画及び収支予 (4) 議案第4号：規約改正
5月18日(木)	第1回運営委員会	(1) 部会長の選任 (2) 部会の活動報告等
6月15日(木)	第2回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会6月報告 (2) 部会の見直しについて (3) 運営委員会の議題について (4) 部会の活動報告
6月22日(木)	第2回運営委員会	(1) まちぢから協議会についての説明 (2) 部会長の選任 (3) 部会の見直しについて (4) 部会の活動報告
7月13日(木)	第3回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会7月報告 (2) 各部会の補助金について (3) 部会活動報告 (4) まちぢから協議会制度アンケート結果 (5) 令和6年度認定コミュニティ特定事業案
8月10日(木)	第4回役員会	(1) 各部会の補助金について (2) 部会の活動報告 (3) 令和6年度認定コミュニティ特定事業案 (4) 運営委員会の議題について
8月17日(木)	第3回運営委員会	(1) 各自治会へ小出地区まちぢから協議会支援金 納入のお願い (2) 部会の活動報告 (3) まちぢから協議会制度アンケート結果
9月14日(木)	第5回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会9月報告 (2) 小出地区まちぢから協議会支援金について ・余剰金の取り扱い等

		(3) 公募委員の募集について (4) 各部会の活動報告 (5) 令和6年度認定コミュニティ特定事業の状況
10月12日(木)	第6回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会10月報告 (2) 部会の活動報告 (3) 運営委員会について (4) 特定事業の内容精査について
10月19日(木)	第4回運営委員会	(1) 公募委員の募集について (2) 各自治会からの支援金納入状況について (3) 部会の活動報告 (4) 特定事業の内容精査について 茅ヶ崎市地域コミュニティ審査会からの答申について
11月9日(木)	第7回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会11月報告 (2) 部会の活動報告 (3) 運営委員会について ・まちぢから協議会の運営方法について ・自治会からの支援金納入状況について (4) 公募委員募集チラシ回覧について
12月14日(木)	第8回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会12月報告 (2) 部会の活動報告 (3) 自治会支援金について (4) 役員会出席者について
12月21日(木)	第5回運営委員会	(1) 運営委員(推薦委員)の入会について (2) 自治会からの支援金について (3) 部会の活動報告 (4) 公募委員募集案内チラシ回覧依頼について (5) 令和6年度特定事業の申請について
令和6年1月18日(木)	第9回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会1月報告 (2) 各部会の活動状況等 (3) 農業委員の代表の委員承認について (4) 公募委員について
2月15日(木)	第11回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会2月報告 (2) 部会の活動報告 (3) 小出地区老人会代表の入会状況について (4) 公募委員について (5) 次年度スケジュール案について
2月22日(木)	第6回運営委員会	(1) 運営委員【老人会、農業委員会】の入会について (2) 運営助成金の収支状況について

		(3) 次年度スケジュール案について (4) 部会の活動報告 (5) 公募委員選考状況について (6) 令和6年度特定事業について
3月14日(木)	第11回役員会	(1) 市まちぢ協議会連絡会3月報告 (2) 各部会の活動状況等 (3) 令和6年度総会資料について (4) 公募委員について

(2) 自治会連合会

実施日	会議の名称	主な内容等
5月14日(日)	定期総会及び第1回定例会	(1) 総会を開催し新体制で発足 (2) 定例会は提案議案がなく終了
6月18日(日)	第2回定例会	(1) 第2回開催報告事項として前部会長の引継と名簿確認を行った (2) 前年度決議事項(定例会の)の説明 (3) 審議事項は特になし

※年度途中での部会解散により、会議等の報告は6月まで

(3) コミュニティセンター管理運営委員会

月	日	会議等の名称	活動内容
4	2	小出映画サロン	「梅切らぬバカ」
	6	令和4年度監査	
	15	臨時運営委員会	
5	13	令和5年総会、第1回運営委員会	
	28	子ども演劇発表会「記憶を紡いで」	
6	3	第2回運営委員会	
	4	小出映画サロン	「浅田家」
	15	コミセンだより第104号発行	
	25	「社会で生きていくための力をつけるには」講演会	「花まる学習塾」高濱正伸さん
7	1	夏のお楽しみ会「みんなでドローンを体験しよう！」	「横浜ドローン」のみなさん
		第3回運営委員会	
	23	第28回コミセンまつり	
8	5	夏休み「木工教室」	DIYアドバイザー神奈川のみなさん
	6	小出映画サロン	「老後の資金がありません！」

	26	音楽と学びの世界へようこそ！	あゆみとまなぶ
9	2	第4回運営委員会	
	10	ボックスタウンワークショップ	「ボックスタウンフレンズ」 はっとりひろゆきさん
	15	コミセンだより第105号発行	
	20	視察研修	
10	1	小出映画サロン	「人生、いろどり」
	7	第5回運営委員会	
11	4	第6回運営委員会	
	16	児童青少年部会視察研修「ヤクルト工場見学」	
	19	町山講座「梅原猛を問う」	町山徹さん
12	2	第7回運営委員会	
	3	小出映画サロン	「キネマの神様」
	9	冬のおたのしみ会「クリスマスカードを作ろう！」	
	23	クリスマスコンサート	
		～ヴァイオリン&ピアノデュオ～	小川恭子さん、原嶋唯さん
1	1	コミセンだより第106号発行	
	8	第28回「はたちのつどい」	
	29	賀詞交歓会	
2	3	第8回運営委員会	
	4	小出映画サロン	「とんび」
	6	10歳のつどい	小出小学校4年生
3	2	春のお楽しみ会「みんなでいろんな体験をして遊ぼう～!!」	
		第9回運営委員会	
	21	練りきりの和菓子を愉しむ	「吉ふじ」野田保孝さん
		利用者部会総会	
	31	コミセンだより第107号発行	
		※毎月2回 歌体操「ねぼし」、子ども演劇	
		毎月1回 子どものためのおはなし会	

(4) 社会福祉部会

実施日	会議の名称	主な内容等
4月19日(水)	第1回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援に関する件 (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 相州小出七福神巡りの件

5月24日（水）	第2回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援について (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 相州小出七福神巡りのイベント運営について (4) 副部長選任の件
6月28日（水）	第3回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援について （6/21 行政との懇談会実施） (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 相州小出七福神巡りの件 （継承保存会の見直し、5年度特定事業の申請）
7月26日（水）	第4回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援に関する件 （予約型乗り合いバスのリーフレット原案） (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 相州小出七福神巡りの件
8月23日（水）	第5回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援に関する件 (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 相州小出七福神巡りの件 （第5回目に向けた取り組みについての案）
9月27日（水）	第6回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援に関する件 (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 相州小出七福神巡りの件 第5回目に向けた準備・特定事業の認可 パンフレットの内容検討
10月25日（水）	第7回社会福祉部会	(1) 「七福神めぐり」の開催に向けて スタッフ関係者との打ち合わせ (2) 小出地区住民への買い物支援に関する件 (3) 小出地区ボランティア活動に関する件
11月22日（水）	第8回社会福祉部会	(1) 「七福神めぐり」の開催に向けて ①茅ヶ崎市観光協会との打ち合わせ ②開催案内の広報について ③「のぼり旗」を立てる場所と本数の検討 ④受付の場所と道案内の方法について ⑤七福神の7寺への挨拶と協力依頼 (2) 小出地区住民への買い物支援に関する件 (3) 小出地区ボランティア活動に関する件
11月29日（水）～ 12月4日（月）	「七福神巡り」チラシ・ポスター・パンフレットの配布	(1) チラシ・ポスター・パンフレット 配布先の仕分け作業 (2) 関係先へ手分けして配布
12月16日（土）	「七福神巡り」の 「のぼり旗」設置	(1) 「のぼり旗」94本とお寺の18本設置 (2) 案内用立て看板 14ヶ所設置

12月20日（水）	第9回社会福祉部会	(1)「七福神巡り」の開催に向けて ①里山公園への挨拶と依頼内容について ②七福神の7寺への挨拶と協力依頼 ③茅ヶ崎市観光協会との打ち合わせ ④受付場所と道案内の方法について
令和5年1月7日（日）	「相州小出七福神巡り」 イベント開催	別記載（P.23）
1月31日（水）	第10回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援に関する件 (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 七福神巡りの結果報告・別紙参照
2月3日（土）	「のぼり旗」の撤収	(1)「のぼり旗」94本とお寺の56本撤収 (2) 案内用立て看板 14ヶ所撤去 (3) 7寺へ協力のお礼と意見交換
2月21日（水）	第11回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援に関する件 (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 七福神巡りの結果報告と課題について
3月27日（水）	第12回社会福祉部会	(1) 小出地区住民への買い物支援に関する件 公共交通機関、乗り合いバスの検討 (特定事業の申請) (2) 小出地区ボランティア活動に関する件 (3) 七福神巡りの結果報告と課題について (特定事業の申請)

（５）子ども育成部会

実施日	会議等の名称	主な内容等
4月～令和6年3月		児童の登下校時の見守り活動
5月1日（月）	安全講習会の実施	・小出駐在所巡査より見守り活動をするときの注意点を話してもらう ・児童の下校時に合わせ小出支所前の交差点で見守り方のアドバイスを受ける ・見守りを実施してみての質問、対処の仕方を教えてもらう ・それぞれの見守り活動時の情報交換
6月27日（火）	見守りボランティア協力のお願い	・小出小学校の地区懇談会に参加し、見守りボランティアへの参加を依頼した ・保護者より、登下校時の様子、気になる点などを聞く

11月14日（火）	見守り啓発活動	・小出小学校全体朝会に参加し、児童へ登下校時の注意点について周知した ・ともに参加していた小出駐在所巡査と登下校時の道路状況について情報交換
R6年3月22日（金）	見守り活動報告会	・それぞれの見守り活動についての報告、意見交換 ・これからの活動について ・小出小学校との情報伝達方法（COCO）について

（6）防災部会

実施日	会議の名称	主な内容等
5月21日（日）	総会	(1) 令和4年度防災部会活動報告及び収支報告 (2) 令和5年度防災部会役員の選出 (3) 令和5年度防災部会活動計画及び収支予算
8月27日（日）	第1回防災部会	(1) 避難行動要支援者制度の取組みの推進 (2) 特定事業「小出地区全図」の進捗状況 (3) 各自治会の自主防災組織の活動状況 (4) 地区防災訓練（11月25日（土）、小出小学校体育館）実施計画
11月3日（金）	第2回防災部会	(1) 今回の地区防災訓練の意義を確認 (2) 地区防災訓練の作業と担当を確認
11月25日（土）	地区防災訓練	(1) 初動期避難所危険度判定 (2) 避難所開設・資機材の組立て・設営 (3) 避難者の受入れ・受付け票記入 (4) 体育館・中庭での避難訓練 (5) アンケートに記入し、帰宅
12月17日（日）	第3回防災部会	地区総合防災訓練の総括と関係者反省会 「小出地区全図」A3地図に自治会境界記入
1月25日（木）	「小出地区全図」作業	A4地図の住民情報提供
2月21日（木）	「小出地区全図」作業	工程表と請負契約書の変更
3月11日（月）＊	「小出地区全図」作業	自治会による確認開始
3月28日（木）＊	「小出地区全図」作業	「小出地区全図」（株）ゼンリンから納品

（7）地域活動部会

実施日	会議の名称	主な内容等
4月12日（水）	第1回地域活動部会	(1) 情報交換会の準備

5月12日（金）	第2回地域活動部会	(1) 情報交換会の準備
5月31日（水）	第3回地域活動部会	(1) 農産物直売所のマップ作成について (2) 情報交換会についての検討
6月20日（火）	第4回地域活動部会	(1) 情報交換会についての検討
7月9日（日）	情報交換会	
7月27日（木）	第5回地域活動部会	(1) 情報交換会を終えて対策
8月29日（火）	第6回地域活動部会	(1) 農産物直売所のマップ作成について (2) 情報交換会を終えての対策
9月18日（月）	第7回地域活動部会	(1) 市民集会の準備
10月17日（火）	第8回地域活動部会	(1) 市民集会の準備
11月5日（日）	市民集会	
11月30日（木）	第9回地域活動部会	(1) 市民集会の行政からの回答について検討
12月16日（木）	第10回地域活動部会	(1) 市民集会の行政からの回答について検討 (2) 住民のつどいについての検討 (3) 農産物直売所のマップ活用について
令和6年1月26日（金）	第11回地域活動部会	(1) 住民のつどいについての検討 (2) 農産物直売所マップ活用について
2月28日（水）	第12回地域活動部会	(1) 住民のつどいについての検討 (2) 農産物直売所マップ活用について
3月10日（日）	住民のつどい	3グループに別れ、意見交換を行なった
3月22日（金）	第13回地域活動部会	(1) 市民集会の行政からの回答について検討 (2) 住民の集いについての検討 (3) 農産物直売所のマップ活用について

（8）県道七曲り整備部会

実施日	会議の名称	主な内容等
8月	打ち合わせ	県土木事務所へ工事予定地の草刈依頼
9月	事業実施	付近の市道に出ている枝の剪定
3月	打ち合わせ	県職員（2名）、市職員（2名）を招き、工事図面をもとに現場にて説明を受ける

（9）下寺尾遺跡部会

実施日	事業	主な内容等
令和5年4月11日（火）	定例会	遺跡巡視報告 令和5年度事業について
4月29日（土）	地元祭り参加	浄見寺にて伽藍パンなど販売
5月9日（火）	定例会	遺跡巡視報告 令和5年度事業について
5月30日（火）	作業	下寺尾廃寺跡草刈り（10名）

6月6日(火) 6月13日(火)	面談 定例会	北陵高校校長 遺跡巡視報告 令和5年度事業について 下寺尾遺跡文化祭企画班発足
7月11日(火) 7月26日(水)	定例会 面談	遺跡巡視報告 下寺尾遺跡文化祭運営について 下寺尾廃寺跡草刈り(10名) 市社会教育課
8月8日(火) 8月30日(水)	定例会 面談	遺跡巡視報告 下寺尾文化祭運営について 宮瀧先生
9月6日(水) 9月12日(火)	作業 定例会	下寺尾廃寺跡草刈り(10名) 遺跡巡視報告 文化祭準備
10月7日(土) 10月11日(水) 10月16日(月) 10月22日(日)	セミナー開催 定例会 作業 行事	遺跡セミナー(博物館金馬さん) 遺跡巡視報告 文化祭準備 下寺尾廃寺跡草刈り(10名) 下寺尾遺跡文化祭実施
11月14日(火)	定例会	遺跡巡視報告 下寺尾遺跡文化祭振り返り
12月12日(火)	定例会	遺跡巡視報告 来年度事業予定について
令和6年1月10日(水)	定例会	遺跡巡視報告 来年度事業予定について
2月14日(水)	定例会 遺跡セミナー	来年度事業予定 博物館(板垣さん、渡辺さん)
3月12日(火)	定例会	来年度事業予定

(10) 小出小学校150周年記念事業部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月2日(金)	記念式典	小出小学校体育館にて実施 午前の部<児童版> 午後の部<地域版>
5月2日(火)～ 5月11日(木)	150周年展	小出コミセンにて実施 *小出小に関する年表、写真、各種資料、 古民具等を展示
5月17日(水)	小出小学校150周年記念 実行委員会	記念式典の報告、反省、他プログラムの進捗 確認

5月23日（火）	小出小学校150周年記念事業部会	記念式典の報告、反省 記念展の振り返り・今後の方針 駅ピアノのノ第二弾の検討
7月6日（木）	小出小学校150周年記念事業部会	記念誌の進捗確認、「地域の憩いの場」計画の進捗確認等
7月14日（金）	小出小学校150周年記念事業部会	コミセンまつりのミニ写真展について 駅ピアノ第二弾について
8月18日（金）	小出小学校150周年記念事業部会	駅ピアノの実施について 駅ピアノの今後について
9月8（金）	小出小学校150周年記念実行委員会	記念誌の進捗、内容の説明 「地域の憩いの場」計画の進捗確認等
9月21日（木）	小出小学校150周年記念事業部会	駅ピアノの実施について、詳細検討
10月5日（木）	小出小学校150周年記念事業部会	駅ピアノの内容、役割の再確認
10月13（木） 14日（金）	小出小学校150周年記念事業部会	駅ピアノ実施
11月29日（水）	小出小学校150周年記念事業部会	駅ピアノの反省 駅ピアノの来年度以降の実施について
R6年1月18日（木）	小出小学校150周年記念実行委員会	記念誌の進捗状況、内容、無料配布先の確認 「地域の憩いの場」計画の進捗確認等
1月25日（木）	小出小学校150周年記念事業部会	駅ピアノの今後の継続方法について
2月20日（火）	小出小学校150周年記念実行委員会	記念誌の配布状況について 会計報告の最終確認

（11）環境保全部会

別記載（P. 26～28）

2 主な事業の実施

区 分	実施主体	日 付	事 業 名
主催	コミセン管理運営委員会	7月23日（日）	コミセンまつり
主催	小出小学校150周年記念事業部会	10月13日（金） 14日（土）	駅ピアノ
主催	下寺尾遺跡部会	10月22日（日）	下寺尾遺跡文化祭
主催	地域活動部会	11月 5日（日）	市民集会
主催	社会福祉部会	令和6年1月7日（日）	相州小出七福神めぐり
主催	コミセン部会	1月8日（月）	はたちのつどい
主催	地域活動部会	3月10日（日）	住民のつどい

(1) 小出コミセンまつり

概 要：広く住民にコミセンを知っていただき、まつりを通して地域住民の親睦を深めていただくことを目的に年1回開催。今年は、コミセンで活動する各サークルの発表や地域の様々な団体による模擬店販売を実施した。また皆楽荘は「遊びの村」として、子どもたちの笑顔がはじけた。

【コミセンまつり実行委員会会議実績】

5月17日	第1回本部会	7月19日	第4回本部会
6月3日	第2回本部会	7月23日	コミセンまつり当日
6月10日	第1回全体会議	7月24日	復旧作業日
7月1日	第3回本部会	9月2日	実行委員会解散式
7月8日	第2回全体会議		

実施日：7月23日（日）

参 加：約600人



(2) 駅ピアノ

概 要：10月13、14日の2日間、ラスカ茅ヶ崎3階の正面入り口付近で、「駅ピアノ」を開催した。

2回目となる今年は、赤ちゃんから80台の方まで、幅広い方々がピアノに触れてくれた。ピアノの横には記載台を用意し、演奏してくれた方が想いを綴る「感想ノート」を用意。「とても深みがあり、温かみがあり、弾いていてとても懐かしい気持ちになりました」といった声や「初めての演奏にドキドキ、ワクワクした」、「2回目だけでもっと練習してくればよかった」など、多数の感想が書かれており、皆さん思い思いに楽しめるイベントとなった。

実施日：10月13日（金）・14日（土）

参加者：2日間で延べ180人



(3) 下寺尾遺跡文化祭

概 要：国指定を受けた小出地区の財産である下寺尾遺跡群について、その活用と地域の活性化のために文化祭開催。小出小学校や北稜高校、地元地域住民や関係する団体などの協力のもと

と、火起こし体験、勾玉作り体験、古代衣装体験、遺跡駆使図ラリー、ミニ電車体験、割りばし鉄砲、下寺尾太鼓保存会演奏、太鼓演奏、小出小6年生による遺跡クイズなどを実施した。約600名の方が来場され、会場は大変賑わいました。

実施日：10月22日（日）

参加者：約600人



（４）市民集会

概要：小出地区がより住みよいまちになるため、地域住民の要望や日頃思っていることなど、市長はじめ理事者、関係部局長と対話する場。今回は「北陵高校の移転問題」、「道路工事の進捗」、「今後のレインボーフェスティバル」など、7つのテーマを設け話し合いを行いました。

実施日：11月5日（日）

参加者：38人



（５）不法投棄抑制活動

概要：環境保全部会として特に力を入れている「不法投棄されたゴミの対応」。

道路の脇や歩道などの雑草、雑木、土砂などで荒廃した場所が不法投棄されやすい環境となっていることから、環境改善の為に「現場実践活動」、「環境事業センターとのパトロール」、「監視カメラの設置」、「ポイ捨て防止ポスターの作成」などを実行してきた。

【第1回現場実践活動】

実施日：7月7日（金）・8日（土）

場所：芹中から斎場通りの丁字路手前の左右

参加者：12名



【第2回現場実践活動】

実施日：11月11日（土）・12日（日）

場 所：斎場入口の左右

参加者：23名



（6）「相州小出七福神巡り」を活用した健康増進事業

概 要：小出地区に存在する相州小出七福神を歩いて巡り、参加者の健康増進、未病改善に繋げる事業。観光協会が行うスタンプラリーとも連携し、広報紙やホームページ、メディアや広報掲示板など市内外へ幅広く周知し、結果として小出小学校4年生とのコラボや小和田コミセンの参加者も加わり、過去最大の参加人数となりました。

実施日：令和6年1月7日（日）

参加者：560名



（7）はたちの集い

概 要：コミセンにて開催。茅ヶ崎市の開催する「はたちのつどい」終了後の午後3時30分より、「はたちのつどいそして語らい」と題して、小中学校の恩師をお迎えしコミセンにて

開催した。旧友との再会に喜び、恩師とも思い出話に花を咲かせ、大人の仲間入りをみんなで確認し喜びました。

出席できなかった友や恩師からはメッセージ届けられたほか、10年前コミセンにてお預かりしていた「タイムカプセル」を開封し、当時の担任から一人一人作品を手渡されました。

実施日：1月8日（月）

参加者：97人



（８）住民のつどい

概要：小出地区をもっと住みよいまちにするために、地域ではどのような課題があるか、地域でどのようなことができるかを、地域住民同士で自由に話し合いました。今回は、「どうする 小出？」をテーマに、3つのグループに分かれて、お互いの意見を否定せずそれぞれが思っている事、アイデアを出し合い、最後にグループ別で話し合ったことを発表しました。

実施日：令和6年3月10日（日）

参加者：23人



3 その他の取り組み

（１）活動の広報

ア 協議会の活動を周知するとともに、部会に多くの住民が参加できるよう、広報活動を行った。

具体的にはホームページ「小出地区まちぢから協議会」で日々の活動を即時に更新し、活動内容を広く周知した。

イ 小出コミセンまつりへ参加し、まちぢから協議会ブースにて販売協力を行うとともに、令和3年度に行った「小出を考える検討会」のワークショップでの検討結果等を館内に展示し、

協議会活動のPRや参加の呼びかけを行った。

(2) 小出地区全図作成

小出地区に属するすべての自治会の明確な境界線、災害対策地区防災拠点をはじめとする防災情報、その他、各地区の重要な拠点等を盛り込み、災害時のみならず、平常時においても地域活動全般に役立つ地図を作成した。

令和5年度環境保全部会事業報告

実施日 月 日	活 動 項 目	具 体 的 活 動 内 容	振 り 返 り	
			成 果	課 題
4月	15 定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・環境事業センター、パトロール ・特定事業補助金の件 ・部会報告の件 ・3月度定例会議事録 ・不法投棄実態記録	・斎場通り(芹東～久組～西部～行谷)～下寺尾まで不法投棄現物を写真で確認、対応を協議、久組のタイヤは河川管理課処分済。 ・斎場通りの雑草、土砂について部会として対応を検討する ・4月13日実施した環境事業センターとのパトロール結果報告、不法投棄されている現場は防犯灯も無く格好の投棄現場であると報告 ・特定事業補助金、監視カメラの設置費用として49万円申請報告 ・まちぢから協議会への部会報告、定例会議事録、不法投棄実態記録の内容報告し継続確認	・不法投棄実態共通の認識出来た ・斎場通りの雑草、土砂の改善必要性を全員で確認できた ・不法投棄現場の実態を共有した ・会議録の重要性を認識でき、継続を確認した	・斎場通りの荒廃地の改善について具体的な改善方法の検討
5月	15 定例会議(主な議題) ・小出小子供ポスターの件 ・パトロール腕章作成の件 ・クリーンキャンペーン参加の件 ・現場実践活動の件 ・特定事業補助金の件 ・不法投棄抑止PRの件	・小出小子供達が書いてくれた不法投棄防止ポスターの設置場所 ・斎場通り(芹東～中部～西部～行谷)～寺尾～八王子原、写真で確認 ・部会員の日常活動で使う腕章→合意の下作成の予算検討する ・「美化キャンペーン茅ヶ崎」環境保全部会PR兼有志で参加決定 ・道路脇の荒廃を改善する為、現場実践活動の実施を決定した ・特定事業補助金→監視カメラ設置は市の業務の為「0円」確認 ・不法投棄警察案件をPRする為、まちぢ通信、コミセン祭コーナー、駐在所日より、神奈中バスポスター等が候補として挙がった	・部会員より部会の活動内容について幅広い観点で積極的な意見が出て益々部会活動が活発に展開できる事が確認できた ・現場実践活動は極めて効果の有る事から実施の方向で確認できた	・現場実践活動の具体的な活動計画の作成 ・警察案件を何処まで展開できるか？
6月	16 定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・現場実践活動の展開 ・安価カメラのトライアル報告 ・パトロール腕章図柄検討 ・クリーンキャンペーン参加報告 ・コミセン祭コーナーで部会PR	・里の家～腰掛け神社間のパイプベッドを確認、環境事業センター連携 ・現場実践活動計画にて、芹中～斎場通り突き当たりの所の雑草土砂の撤去実施を決定。センターからパッカー車の手配確認、道路管理課へは後日土砂撤去の依頼に伺う事を確認した ・反町委員提唱の安価カメラ、自宅でトライアル実施中で概ね良好との事 ・クリーンキャンペーン茅ヶ崎へは役員4名で参加、市長、三浦課長、富田所長などと話が出来、小出PRで有意義だった事を報告 ・コミセン祭のコーナーで部会の紹介を出来る事が決まった事を報告	・部会の目標達成の為最大の効果が望める現場実践動を決定出来た ・クリーンキャンペーン茅ヶ崎参加で海岸地区の方々と交流が図れた	・クリーンキャンペーン茅ヶ崎へ参加者を多く募ること
7月	7 現場実践活動 場所:芹中から斎場通りの丁字路手前の左右	・当該場所の道路左右の雑草の草刈り、竹・木の伐採を総勢11名にて実施。道路、歩道上の土砂は道路管理課に撤去して頂いた ・当日部会員6名、村越会長、ひかりが丘青木会長、環境事業センターから富田所長、大野木氏、三橋氏とパッカー車で実施	・雑草、雑木、土砂にて荒廃した所の改善により不法投棄を抑制できる	・作業時間が予定2Hが4時間となり見積もりが甘かった
	15 定例会議(主な議題) ・現場実践活動報告 ・監視カメラトライアルの経緯 ・監視カメラ設置場所検討	・富田所長、大野木氏が反町部会員宅訪問にて詳細調査、費用は1～2万円で設置可能である事が解った。引き続きトライアル継続 ・斎場通りのカメラを監視カメラに切り替える。行谷、下寺尾、堤も検討 ・夜間パトロール→今回は役員のみで参加決定	・安価カメラの実予算が分かり環境事業センターの採用内諾を得た	

8月	19	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・監視カメラの件 ・パトロール腕章図柄の件 ・市民集会要望書の件 ・夜間パトロール報告	・芹東2件、芹中1件の投棄物確認。細紺の現場実践ヶ所の投棄物は環境事業センター金子氏の努力で投棄車特定、連絡後撤去された ・安価カメラは環境事業センターで予算化し採用する事で決定 ・腕章は黄色地の蛍光色に「不法投棄パトロール」部会名入り決定 ・久組の業者不明の産廃処理場の改善要求→部会で要望書提出 ・19日9:30から「農協～堤上～八王子原～文教大西～下寺尾～堤下芹東～斎場通り～芹中・細紺～久組～芹西～行谷～農協の順で廻り監視カメラ、センサーライト稼働確認、3基の破損確認	・不法投棄物を細かい調査で投棄特定、撤去させる事ができた ・安価カメラの採用決定 ・夜間パトロールにて、防犯灯なく暗闇にて投棄され易い現状を共通認識できた	・民家の無い所への防犯灯設置の難しさ
9月	16	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・悪質業者対応の件 ・不法投棄連絡票の件 ・特定事業補助金の件 ・木山議員の活動 ・森近さん活動紹介	・芹中の現場実践活動場所に、タイヤ、浴槽、サッシ窓、釘。久組の鉄板の所にダンボール箱、洗濯機、蓋の投棄物→芹中の所に監視カメラ ・悪徳業者へは「許さない!」を強く出す為、タウンニュース、SNS検討 ・環境事業センターより「不法投棄連絡票」を展開→自治会長に展開 ・R6年度の特定事業補助金、40万円申請済み ・9月25日の議会で木山議員が小出の不法投棄を質問予定 ・森近さんが毎週土曜日近所のポイ捨てゴミ回収の実態紹介	・9月25日の議会で木山議員による、小出の不法投棄質問を傍聴する事が出来た	
10月	21	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・木山議員議会活動 ・#2現場実践活動展開 ・パトロール腕章配布 ・優しい看板の件	・斎場通り久組のフェンス前の板され→警察が犯人特定回収させた ・里山公園内行谷地区にドラム缶20本→警察が調査中 ・木山議員、9月25日議会で小出不法投棄問題質問、役員3名傍聴 ・11月11日、斎場門の左右の道路雑草、雑木、土砂撤去計画展開 ・まちぢから協議会の予算で作成した腕章完成→部会員へ配布 ・木山議員提唱の「優しい看板」をまちぢからも含めて展開する	・久組の不法投棄犯特定できた ・木山議員の質問で議会も認識 ・#2回現場実践活動を実施確認	
11月	11	現場実践活動 場所:斎場入口の左右	・当該場所2ヶ所の道路脇荒廃地、雑木伐採、草刈り、枝切を総勢18名で2班に分かれて実施。土砂は14日に道路管理課にて実施。当日村越会長、芹東5名、光が丘4名、細紺2名、久組1名、芹西1名、二本松1名、下寺尾1名、センター2名の参加で実行出来た	・斎場入口左右の荒廃地の雑草、道路に覆い被さった雑木撤去で見違えるような大きな成果を上げる事ができた	・作業時間が当日1Hオーバー、翌日パッカー車と役員3名の追加出動で見積もりが甘い
	18	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・現場実践活動報告 ・市不法投棄対策会議 ・夜間パトロールの件	・細紺斎場通り脇道へ4丁の石膏ボード悪質投棄確認、公園内のドラム缶と合わせて警察が捜査実施中 ・県、市、警察、支所長、斎場長、関係者出席の不法投棄対策会議に部会3名参加決定、会議には萩園地区の代表参加予定との事 ・センターが計画の夜間パトロール(25日)に腰掛神社～パークセンターを要請		
12月	16	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・安価カメラの件 ・小出駐在所との連携 ・不法投棄対策会議報告 ・防犯灯設置の件	・斎場通り下馬に冷蔵庫、掃除機の投棄確認→監視カメラ設置 ・21日検討してきた安価カメラを斎場通り東側(整備場所)に設置する為ゴミ集合、打合せ後現場に設置(センターより6名、部会5名参加) ・三芳警部補と意見交換(11/28)、当部会の活動について連携を確認した ・不法投棄防止対策会議で当部会の活動紹介と萩園地区の実態を部会員に報告した ・鈴木副部長が安全対策課訪問、斎場～久組間に防犯灯要請	・石膏ボードの件、15日の議会で木山議員が再度質問してくれた ・検討してきた安価カメラを希望の場所に設置できた ・不法投棄犯の処罰の難しさ確認 ・センター主催の不法投棄対策会議に出席して部会の活動をPRできた ・防犯灯は安全対策課前向き表明	・カメラのバッテリー管理をどうするか？

1 月	20	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・カメラの確認 ・防犯灯設置の件 ・特定事業補助金の件 ・小出地区パトロールの件 ・優しい看板の件	・公園駐車場南に11月13日~1月16日間で連続5回投棄有り、監視カメラ設置で4回目にヒット、警察検挙後投棄者が事業センターを訪れ謝罪、投棄物を引き取った ・安価カメラの映像確認、ライトの逆光時車No確認困難、バッテリーは1週間後で40%残確認 ・防犯灯設置費用、電柱3.5万円、ポールだと10万円か？ ・特定事業補助金、最終的に266.720円で申請決定 ・13日夜間パトロール実施してくれた。斎場は10往復した報告有り	・監視カメラで犯人検挙出来た ・安価カメラの性能、バッテリー残量が10日間持つ事が確認できた	・防犯灯設置費用の確保 ・優しい看板の自主制作
2 月	17	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・ポイ捨て防止ポスターの件 ・#3回現場実践活動の件 ・次年度の体制について ・環境事業センターより	・芹東市川園~斎場通りの路上にコンクリートがう、石混じり残土確認 三芳さん、市川さん2名(2軒)、道路管理課、布川さんで撤去 ・芹東市川園~小出川支流に、生活ゴミ7袋、箆確認→後日農業水産課が撤去する事を確認 ・浄見寺近くの駒寄川にポイ捨てゴミ→河川管轄課にて回収済み ・優しい看板を服部さんが、ポイ捨て防止ポスター提案→作成確認 ・#3回現場実践活動を久組の産廃処理場廻りを実施確認 ・センターより、3市1町での不法投棄対策連絡会報告、茅ヶ崎が先行	・不法投棄に対する対応部署が農業水産課、河川管轄課等確認 ・ポイ捨てポスター作成の見通しがついた ・#3回現場実践活動の確認	
3 月	16	定例会議(主な議題) ・不法投棄実態把握 ・ポイ捨て防止ポスターの件 ・総会の件 ・監視カメラの状況 ・環境事業センターより ・まちぢから通信の件	・久組資材置き場近くに燃料タンク投棄確認。斎場東側(実践現場)に本、フライパン等のダンボール箱→犯人特定出来ず ・細紺、齋藤牧場北の栗畑にダンボール、キャリーバック、チェスト、トランクリン→センターにて確認後警察捜査で犯人検挙、投棄物を回収させた ・服部さん提案のポスター費用をまちぢからへ予算申請し承認得た ・総会資料(活動報告、決算報告、不法投棄一覧、活動計画、予算案、役員改選、名簿、細則、トピックス)の構成確認、4月定例会で確認する ・監視カメラの正常確認、部会で映像確認の為部会長のスマホアプリ設定 ・芹東投棄場所にバリエード設置、地域の活動グループとの連携検討 ・3月31日発行のまちぢから通信掲載記事検証	・芹東への投棄犯検挙 ・ポイ捨て抑制ポスターの作成予算確保出来た ・まちぢから通信にて部会PRできる	・地域で活動するグループとの連携は目的との絡みで要検討 ・R6年の活動に向けて、具体的な取り組みの詳細計画の作成

令和 5 年度 小出地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
合 計	250,000	250,000	

支出の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
本 部	印刷製本費	70,000	105,847 資料印刷、コピー、機関紙印刷
	会議費	40,000	14,000 交通費等
	分担金	10,000	10,000 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会へ
	事業費	30,000	103,670 環境保全部会活動費ほか
	視察・研修	80,000	0
	雑費	20,000	16,393 消耗品費、賠償責任保険等
小計		250,000	249,910
市への返還金		0	90
合 計	250,000	250,000	

令和6年度事業計画

- 1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務に関すること
 - (1) 条例に基づく各種提出書類の作成事務
 - (2) 認定コミュニティ助成金（運営費等助成金、特定事業助成金）の交付申請に関する事務
- 2 協議の場の創出に関すること
 - (1) 部会の開催
 - ア) コミュニティセンター管理運営委員会
 - イ) 社会福祉部会
 - ウ) 子ども育成部会
 - エ) 防災部会
 - オ) 地域活動部会
 - カ) 県道七曲り整備部会
 - キ) 下寺尾遺跡部会
 - ク) 環境保全部会
 - ケ) 広報部会
 - (2) 令和3年度に実施した「今の小出を見極め、これからの小出を考える検討会」の結果に応じた組織体制についての検討及び再編成
 - (3) その他、住所を有するすべての個人に参加機会を提供するための取り組み
- 3 協議会の周知及び広報に関すること
 - (1) 小出地区まちぢから協議会ホームページの運用と周知
 - (2) その他、広報紙の発行、広報活動の実施及び企画
- 4 事業に関すること
 - (1) 研修に関すること
 - ・研修会の実施
 - (2) その他、事業に関すること
 - ア) 市民集会の開催手法の検討及び開催
 - イ) 特定事業助成金を活用した事業の提案
 - ・地域の課題解決を図るもの
 - ・地域の連携強化を図るもの
 - ・地域住民の意見、ニーズを把握するもの
 - ・地域情報を発信し、共有を図るもの

まちぢから協議会による地域課題の把握や事業を進めるなかで、解決できるものについて、検討し、必要な事業を検討する。

ウ) 防災訓練の開催

- ・避難所開設訓練を実施する

(3) 他地区との意見交換（地区間交流）及び共催事業の実施に関すること

- ・共通する課題や事業の発展性を検討し、共に実施することが可能な事業については、地区を越えた取り組みを検討する。

令和 6 年度 小出地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
合 計	250,000	250,000	

支出の部

項 目		前年度決算額	予算額	内 訳
本 部	印刷製本費	105,847	70,000	資料印刷、コピー、機関紙印刷
	会議費	14,000	40,000	交通費
	分担金	10,000	10,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会へ
	事業費	103,670	80,000	下寺尾遺跡文化祭、相州小出七福神めぐりの備品整備
	雑費	16,393	50,000	消耗品費、賠償責任保険金
	小計	249,910	250,000	
市への返還金		90	0	
合 計		250,000	250,000	

特定事業の概要（小出地区・下寺尾遺跡文化祭事業）

下寺尾地区には多くの遺跡が確認されている。平成27年には古代の「下寺尾官衙遺跡群」、平成31年には弥生時代の環濠集落が「下寺尾西方遺跡」として国史跡として指定された。また、平成29年には下寺尾遺跡群としての七堂伽藍跡碑建碑60周年記念事業が行われた。

平成31年4月に文化財保護法が改正され、その趣旨は「これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要」とされている。将来的には文化財継承の担い手の確保や地域が一体となって、この遺跡の価値を理解し、貴重な遺跡を継承していく必要がある。この趣旨に則り、この遺跡群を周辺の住民に知ってもらうために実施されたのが下寺尾遺跡文化祭事業であり、令和5年度が第4回目の開催となった。

（１）事業の概要

◆下寺尾地区に存在する遺跡の概要

- ・下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の2つの遺跡から構成されている。
- ・下寺尾官衙遺跡群は約1,300年前のもので、相模国高座郡の郡役所の跡とされている。
- ・下寺尾西方遺跡は弥生時代中期後半の環濠集落跡であり、環濠集落の規模としては外側の環濠は南関東最大級とされている。また、縄文時代前期の西方貝塚も存在しており、多様な遺跡が存在している。

◆事業の内容

遺跡セミナーと題した講演会を小出地区コミュニティセンターで2回実施したほか、令和5年10月22日に下寺尾遺跡文化祭をめぐみの子幼稚園駐車場、下寺尾廃寺跡公有地、北陵高校駐輪場にて実施した。

【遺跡文化祭概要】

- ・体験学習 火おこし、勾玉作り、ミニ土器づくり、古代衣装体験、遺跡写真・パネル展示
- ・小出小6年生による歴史クイズ
- ・太鼓演奏、下寺尾消防団ふれあい体験、ミニ電車体験、紙芝居、クイズコーナー・缶バッジづくり、小出マルシェ、キッチンカー、野菜販売

（２）事業のねらい

小出地区の住民だけでなく、近隣に住む方々など多くの方々が下寺尾地区にある遺跡を知ってもらうことがねらいである。地元での理解が進むことで、地域社会全体でこの遺跡を保存、活用していく体制を築いていけるようになることが将来的なねらいである。

また、各種体験等をとおして、子どもや家族連れにも遺跡を知っていただき、幅広い世代により身近な存在になってもらうことも希望している。

（３）令和5年度実績

本事業のメインイベントである下寺尾遺跡文化祭では、下寺尾廃寺跡地、七堂伽藍碑にて、様々な内容の体験を通じて、下寺尾西方遺跡に興味を持ってもらう機会となった。特に小出小学校6年生の遺跡研究発表は歴史、地域社会とのつながりを意識する良い体験であり、めぐみの子幼稚園保護者の参加など、若年層が地元歴史を知るきっかけとなった。また、タウンニュースでは事前に案内の記事を、事後には実施報告の記事が載り、地域外の方への周知も行うことができた。

特定事業実施報告書（小出地区・下寺尾遺跡文化祭事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	下寺尾西方遺跡は、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、現代に至る複合遺跡であり、「下寺尾官衙遺跡群」と「弥生時代の環濠遺跡」の二つに国指定を受けております。これらの遺跡群を保存活用し、小出地区の活性化に繋げていくことを目的とし、遺跡を多くの人に知っていただくため、遺跡セミナー、遺跡の巡視・整備、下寺尾遺跡文化祭を実施した。 1, 講演会事業 遺跡セミナー、小出コミセンにて実施 10月7日「考古学からみた器と食の歴史」をテーマとし実施 2月17日「遺跡から出てきた木の道具」をテーマとし実施 2, 環境整備事業 遺跡の巡視、遺跡部会員による毎月1回の下寺尾廃寺跡巡視実施。 下寺尾廃寺跡地（5,500 m²）の草刈り、6月20日、9月6日、10月16日に実施、参加人数各回約10名 3, 下寺尾文化祭事業 第3回下寺尾遺跡文化祭を、市教育委員会後援のもと、10月22日（日）に開催。 めぐみの子幼稚園駐車場、下寺尾廃寺跡公有地、北陵高校駐輪場にて実施 概要：火起こし体験、勾玉作り、ミニ土器作り、古代衣装体験、クイズラリー（缶バッジ）、紙芝居、ミニ電車体験、割りばし鉄砲と的当、ぶんぶんゴマ、小出小学生による遺跡発表、太鼓演奏、下寺尾消防団ふれあい体験、インド古典楽器演奏、遺跡写真・パネル展示、小出マルシェ、キッチンカー、野菜販売。 市社会教育課の協力にて、市博物館へのシャトルバス運行、博物館では下寺尾西方遺跡特別展示を行った。		
	活動期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日		
	実施体制	小出地区まちぢから協議会 下寺尾遺跡部会	周知方法	小出地区チラシ全戸配布、市内公共施設チラシ配布、周辺自治会チラシ回覧、小出地区まちぢから・市ホームページ、タウンニュース掲載、
	参加者数	講演会各回約50名 遺跡文化祭約600名	実施日	講演会：令和5年10月7日 令和6年2月17日 下寺尾遺跡文化祭：令和5年10月22日

事業の目的や効果は達成できましたか	主たる行事の下寺尾遺跡文化祭には、河野大臣、佐藤市長、教育長、各関係部課長にご臨席賜り、近隣の皆様は無論の事、茅ヶ崎市民の方々、広く市外からも多くのご参加をいただき、下寺尾廃寺跡地、七堂伽藍碑にて、様々な内容の体験を通じて、下寺尾西方遺跡に興味を持たれたことと思います。また、タウンニュースでは事前に案内の記事を掲載され、事後には実施報告の記事が載り、広報を行いました。
事業を計画的に実施することができましたか	令和 5 年 4 月より、月 1 回の下寺尾遺跡部会を持ち、年間の行事の準備を行い、また、下寺尾廃寺跡地の巡視を行うことにより、現地の状況を把握し計画的に公有地の草刈りを行い、遺跡の整備に努めました。また、10 月と 2 月には市社会教育課、市博物館の学芸員の金馬さん、板垣さん、渡辺さんによる遺跡に係る講演会を開催し、遺跡の広報が出来たものと思います。遺跡文化祭に関しては、小出地区まちぢから協議会、小出コミセン、地元自治会、地元消防団、めぐみの子幼稚園、茅ヶ崎北陵高校、小出小学校などのご協力をいただき、総勢 120 名のボランティアの皆様のご協力仰ぎ、特に小出小学校の遺跡研究発表は文化祭の成功に大きく貢献していただきました。
予算計画や予算配分は適正でしたか	印刷製本費は予算を 1,437 円オーバーしたが、その他は予算内に収めることができ、ほぼ、計画通りの出費であった。
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	2 ヶ月に 1 回開催の小出地区まちぢから協議会運営委員会への報告と相談を行い、地元の意見をお聞きいたしました。また、文化祭当日には、来場者にアンケート用紙を配布し、ご意見を伺った。開催歓迎と継続を望む意見が多く寄せられた。
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	小出地区まちぢから協議会下寺尾遺跡部会メンバーを中心とし、小出コミセン運営委員、近隣自治会、地元消防団、社協、推進協、めぐみの子幼稚園スタッフなど総勢 120 名の方々に、文化祭の準備から後片付けまで積極的にご協力いただき、遺跡活用の参加意識は醸成されました。
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	小出小学校 6 年生の遺跡研究発表は歴史、地域社会とのつながりを意識する良い体験であったと思います。また、めぐみの子幼稚園保護者の参加は若年層へ地元歴史を知っていただくのに良い機会だったと思います。
課題と今後の展望について	大きな課題としては、国指定史跡の歴史公園化の遅れがあります、文化祭の開催に関しても、アクセス道路の狭さ、駐車場、トイレがないことなどがあります。

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	400,000円	400,000円	認定コミュニティ特定事業助成金
計	400,000円	400,000円	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
報償費	95,000円	77,000円	めぐみの幼稚園、下寺尾太鼓保存会、駐車場、和 楽会、ミニ電車（各10,000円） テント借用（3,000円×3基） 発電機借用（3,000円） 文化祭備品運搬（軽トラ5台×3,000円）
燃料費	22,500円	20,000円	6月：乗用草刈り機、ハンマーカッター（2,000円×2 台）、刈り払い機（500円×6台） 9月：乗用草刈り機、ハンマーカッター（2,000円×2 台）、刈り払い機（500円×5台） 10月：乗用草刈り機、ハンマーカッター（2,000円×2 台）、刈り払い機（500円×5台）
物品費	166,000円	151,168円	・ 勾玉作り体験 14,300円 ・ 〃 エプロン 1,210円 ・ 火起こし用具 25,000円 ・ 〃 麻 798円 ・ 缶バッジ材料 4,864円 ・ 缶バッジ用パンチカッター 32,685円 ・ 土器作り（テラコッタ） 8,800円 ・ のぼり旗 56,800円 ・ 〃 ポール 540円 ・ 消耗品（クラフトパルプ、パネル、乾電池、トイ レットペーパー） 6,171円

印刷製本費	13,000円	14,437円	セミナーチラシ 2,691円 文化祭チラシ 6,919円 セミナーチラシ 2,897円 コピー代 1,930円
通信運搬費	5,000円	2,772円	封筒、切手、ラベルシール 2,772円
食糧費	62,500円	57,329円	草刈りお茶代（三回分） 3,763円 文化祭おにぎり代 45,180円 〃 お茶代 7,776円 〃 袋代 610円
予備費	36,000円	0円	
市への返還金	0円	77,294円	
合計	400,000円	400,000円	

特定事業の概要（「相州小出七福神巡り」を活用した健康増進事業）

小出地区の高齢化は市内平均よりも高い状況であるため、小出地区まちぢから協議会では、高齢化に伴う課題を解決していこうとする意識が高く、社会福祉部会を立ち上げて、いつまでも元気に過ごしていけるよう、取り組みを行ってきた。その一環として、小出地区の相州小出七福神を祀る各寺院を歩いて巡るウォーキングイベント（以下、イベントと略す）を企画し、参加者の未病改善や健康増進に繋げるとともに、緑豊かな小出地区の魅力を発信していくことが本事業の目的である。令和5年度が5回目の事業実施となった。

（１）事業の概要

ウォーキング期間は10月から2月まで設けられており、誰もが自由に参加できるものとなっている。コースは下記のとおり。

また、毎年1月7日には「相州小出七福神巡り」と銘打ち、各寺院やすぽ一つとにスタッフを配置し、案内及び各施設の案内を行っている。ゴール地点にキッチンカー等を用意し、参加者をねぎらっている。茅ヶ崎里山公園パークセンターで受け付けを済ませ、各自のペースで各寺院を次のコースで歩いて巡ってもらいます。（各寺院にスタンプを用意）

【基本コース】

茅ヶ崎里山公園パークセンター → 善谷寺 → 蓮妙寺 → 来迎寺 → 宝蔵寺 → 白峰寺 → 正覚院 → 妙伝寺

（２）事業のねらい

「七福神巡り」をきっかけに、小出地区の豊かな自然溢れる道を歩くことで歩く楽しさを覚えてもらい、その人の健康増進につなげていく。また、イベントの運営には多くの人の協力が必要であり、このイベントをきっかけに小出地区まちぢから協議会の新たな担い手を発掘していく。

（３）令和5年度実績

里山公園、善谷寺、白峰寺、妙伝寺の4ヶ所での受付で560名の記帳があり（昨年度は260名）、また、本市以外の参加者も44名（藤沢11、横浜5、寒川5、平塚9、座間2、大和1、二宮1、都内1、大磯2、他）と増している（昨年度は36名）。

市の観光協会も同時に小出地区の企業を応援するイベントを開催しており、提供した鈴つき干支のお守りプレゼント500個は、1月23日にはすべて配布終了となった。

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	小出地区の「相州小出七福神巡り」を活用した健康増進事業 第 5 回目を迎えてのルートは、昨年と同じく神奈川県の高尾山公園の「里の家」を通過するようにした。 又、茅ヶ崎駅・香川駅の他に湘南台駅や辻堂駅からバスでの参加者にも分かりやすいように「のぼり旗」100 本を設置した。 「のぼり旗」ルート上で分岐点に、目で見ても方向判断が容易になるよう 14 ヶ所に案内用立て看板を設置し、人の目につくよう高くした。 参加者には次年度に繋げるためのアンケート調査にご協力をお願いした。 今年は小出小学校 4 年生が、「こどもファンド公開審査会」で評価され補助金を頂いたのでコラボすることになった。 観光協会とも連携し、未病改善、健康増進に繋がるよう 12 月 17 日～2 月 2 日までの 7 週間にわたり、市内全域と市外へもホームページで呼びかけた。 今回「のぼり旗」の追加発注、パンフレット・ポスター・チラシ等の広報媒体の変更と追加、更に缶バッジの作成、立て看板の改造等に費用が掛かるため、特定事業を申請し緑豊かな小出地区でウォーキングイベントが開催できるよう準備しました。 （常設の案内用看板は 4 ヶ所、固定式で令和元年に設置済み）		
	活動期間	令和 5 年 1 月 1 日～令和 6 年 2 月 11 日		
	実施体制	主催：小出地区まちぢから協議会 社会福祉部会 共催：茅ヶ崎市観光協会 コラボ：小出小学校 4 年生	周知方法	広報ちがさき 1/1 発行、タウンニュース 12/15 発行、ポスター市内掲示板（300 部） ホームページ 11/28 更新、チラシ全戸配布、周辺施設配布 市内関連施設・部署へ配布
	参加者数	560 名	実施日	令和 6 年 1 月 7 日
事業の目的や効果は達成できましたか		里山公園、善谷寺、白峰寺、妙伝寺の 4 ヶ所での受付で 560 名のご記帳を頂き、各方面から参加されました。茅ヶ崎市以外の参加者が 44 名と増えてきました。（藤沢 11、横浜 5、寒川 5、平塚 9、座間 2、大和 1、二宮 1、都内 1、大磯 2、他） 市の観光協会で作成した鈴つき干支のお守りプレゼント 500 個は、1/23 に配布終了した。最終地点の妙伝寺の駐車場には、キッチンカー 4 台と他の販売ブース 6 ヶ所が配置され食事処として賑わった。 アンケートに協力して下さった方々に、缶バッジを差し上げたのが評判良かった。 新年のイベントとして最良、茅ヶ崎再発見、いい運動になった、年々良くなっている、最高に楽しく巡って来年も参加したい、等々の評価を頂いた。 案内人の人が親切で情報もあり、巡りやすかったとの評価を頂いた。		

事業を計画的に実施することができましたか	当日は、くらし安全部長、市民自治推進課長代理・職員、小出支所長、観光協会事務局長・職員、包括支援センター長、小和田コミセン事業部長、小出小学校教頭の来賓者をお迎えし、開会式を広場で行いスタートしました。 小出小学校4年生とのコラボと小和田コミセンの45名を受け入れての行事となり、天候も良く概ね計画通り実施することができました。
予算計画や予算配分は適正でしたか	「のぼり旗」は5年ほど使用してくると、かなり傷みが生じ10本の追加発注は予算通りできた。 新ルートの追加と一部ルートの変更内容を紙媒体で知らせるため、チラシ・ポスター・パンフレットを編集し発注できた。金額も予算通り。 そして、アンケートに協力して頂いた方に、「缶バッジ」を250枚作り差し上げ雑費で賄った。 イベント当日の道案内や受付、のぼり旗の設置・撤去時の昼食に食糧費として、賄うことができた。 予算は計画通り適正に処理することができました。
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	事業実施に当たり、小出地区全戸にチラシ・パンフレットを配布。 近隣自治会、7寺院、福祉施設、地元の事業者への配布。 小出地区まちぢから協議会ホームページの活用、更には他地区のコミセン、観光協会などにチラシ・ポスター・パンフレットを置いて頂き、小出七福神の周知を図りました。 アンケート調査をした結果、色々な意見が出されていますので、次年度に結び付け更に盛り上がったイベントにしていきます。
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	小出地区まちぢから協議会の社会福祉部会のメンバーを基軸とし、地域活動部会、小出ボラセン、小出コミセン、おやじの会の皆さんがサポーターとしてそれぞれの役割を果たしてくださいました。 今後も、イベントへの協力意欲は醸成されたものと思います。
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	相州小出七福神巡りの当日は、地域活動部会、小出コミセン・小出ボラセンおやじの会の方々を含め、総勢30名のスタッフで運営を行いました。 今後、小出地区まちぢから協議会の活動では縦割りではなく、各団体に横櫓を刺す形で連携強化が図れたと思います。 小出小学校4年生が「こどもファンド公開審査会」で評価され補助金を頂いたのでコラボすることになった。 こども向けのスタンプラリーを企画し、オリジナリティのあるパンフレットとスタンプができ、とても評判が良かった。 大人だけでなく子どもたちにも七福神巡りが広がり、新たな担い手の発掘に繋がっていくと思います。
課題と今後の展望について	来年度以降も、今回の事業を社会福祉部会が継承しつつ、更に多くの方々が集まり、地域の活性化に繋がるように取り組みます。 相州小出七福神を末永く継承し保存活用するため、富士見百景や「里の家」など観光要素も含めたルートとし改良を加えていきます。 今回で5回目になりますが、5年続けたことで認知度もUPして参加者が大幅

	に増えました。子どもも含めての行事にしていきます。 紙媒体によるスタンプラリーの他に、QRコードやGPSを活用したスマホでできるスタンプラリーの有り方を検討したい。 今後、毎年イベントは1月7日と決めて進める事にする。
--	--

特定事業「相州小出七福神巡りを活用した健康増進事業」

決算報告書

【令和5年11月1日～令和6年2月10日】

【収入】

単位（円）

項目	予算額	決算額	内 容
補助金	98,600	98,600	認定コミュニティ特定事業助成金
計	98,600	98,600	

【支出】

単位（円）

項目	予算額	決算額	内 容
物品費	28,000	28,067	- 七福神のぼり旗（ポールは除く）[永正（株）] 10本×2,000円＝20,000円 - ポールの部品（幟せり上がり防止） 塩ビパイプ 2本＝4,974円 - 回転頭 19個＝3,093円
印刷製本費	15,331	17,185	- 七福神ポスター（A-3サイズ） 300部 A3片面カラー光沢紙 厚手：135kg 7,293円 - 七福神チラシ（A-4サイズ） 4,500部 A4片面カラー光沢紙 標準：90kg 9,892円
食糧費	32,400	26,591	- 運営協力スタッフへの弁当 ① 幟旗の設置・撤去作業時の弁当 12/16 設置日 13人 ＝ 5,201円 2/3 撤去日 13人 ＝ 4,225円 ② イベント当日の食糧費 1/7 おにぎりとお茶代 17,165円
雑費	14,000	17,506	- 缶バッチ（250セット） 9,326円 - のぼり旗 設置の関係資材 ロープ、ハンマー、他 4,664円 - スタンプの修理費 4個＝3,516円
予備費	8,869	8,413	- 七福神チラシ（A-4サイズ）追加 1,000部 A4片面カラー光沢紙 標準：90kg 5,443円 - スタンプ台購入 990×3＝2,970円
計	98,600	97,762	838円（市へ返還）

特定事業の概要（小出地区全図）

小出地区では、産廃業者等の流入により各自治会間の境界線が曖昧となり、また、災害時に速やかに救助活動等を実施していくという観点から、自治会の明確な境界線、避難所等の基本的な防災情報等を盛り込んだ地図の作成を実施した。

（１）事業の概要

平成２６年に自治会連合会として本地図の作成を実施したが、そこから１０年近く経過し、ライフタウン等居住者の入れ替えや、開発等による自治会境界線の実際との乖離が発生していた。

小出地区まちぢから協議会防災部会にて、防災リーダー等から情報更新の必要性といった声があがり、また、小出地区民児協からも自治会の境界線がはっきりとした地図の更新をお願いしたいとのことから、地図を更新することとした。

（２）事業のねらい

本地図を作成し、平時における防災訓練や安否確認訓練等の活動に活用していくほか、民生委員の活動にも利用することで、小出地区住民の生命や財産を守り、安心して暮らし支え合うための地域防災力向上を図る。また、自治会境界線が一目でわかることから、自治会新規加入案内や、土地開発、資源集積場の調整等自治会活動の一助とする。

（３）令和５年度実績

明細地図社の廃業に伴い、株式会社ゼンリンの地図をベースとしたものを作成し直さなければならず、初期投資として費用はかさんだものの、明確な自治会境界線のほか、災害対策地区防災拠点をはじめとする防災情報、各地区の重要な拠点等の情報を予定通り反映させた地図を完成させることができた。これにより、民生委員等からは平時の活動がしやすくなったとの声をいただいている。

特定事業実施報告書（小出地区・「小出地区全図」）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	小出地区に属するすべての自治会の明確な境界線、災害対策地区防災拠点をはじめとする防災情報、その他、各地区の重要な拠点等を盛り込み、災害時のみならず、平常時においても地域活動全般に役立つ地図を作成する。完成された地図は自治会及び地区民生委員、その他各公共施設等に納品する。		
	活動期間	令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日		
	実施体制	小出地区まちぢから協議会 防災部会	周知方法	まちぢから協議会にて適宜情報を流し、各団体を通して進捗状況や、自治会には完成に向けた必要な調査等を依頼した。
	参加者数	防災部会マップ作成グループ（防災部会長及び役員 5 名、自治会長 15 名）	実施日	令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
事業の目的や効果は達成できましたか	自治会の明確な境界線、災害対策地区防災拠点をはじめとする防災情報、その他、各地区の重要な拠点等の情報を予定通り反映させることができた。民生委員からは、訪問活動に利用できるとの感想をいただいた。			
事業を計画的に実施することができましたか	当初は令和 5 年 9 月末の完成・納品の予定であったが、追加で戸別住宅の情報を地図に反映させることとなり、その作業や関係団体への依頼が円滑にいかず、納品が大幅に遅れた。今後、このような事業を行う際には、しっかりとした計画を立てるようにしたい。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	戸別住宅情報の追記により追加費用が発生したので、予備費を充当し、さらなる不足分は防災部会で負担した。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	まちぢから協議会運営委員会や防災部会・自治会連合会に、進捗状況を適宜報告し、可能な限り意見を反映させながら作業に取り組んだ。自治会との協議ではこの小出地区全図がよりよいものとなるような建設的意見をいただいたが、作業量や予算等の兼ね合いもあり、全てを反映させることはできなかった。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	自治会間の厳密な境界など、これまで不明確だったことが解消し、参加してよかった。また、自治会からは、時間をかけて戸別住宅の情報を収集することや、集合住宅の住民情報掲載を望む声もあり、改めて本地図の必要性を認識することができた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	お祭りなどの参加型の事業ではなく、個人情報に係る事業であったため、作業自体に多くの方に関わっていただくという機会はなかったものの、調査依頼をした各自治会とは多くのつながりを持つことができた。事業を進めていく際の貴重な提案も得られたので、小出地区まちぢから協議会として、今後の活動に活かしていきたい。			
課題と今後の展望について	自治会により、業者の地図の状況によって完成度に違いが出ることを理解してもらうための住民への事前周知の大切さを痛感した。次の事業に活かしたい。			

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	764,000円	764,000円	認定コミュニティ特定事業助成金
負担金	0円	26,358円	小出地区まちぢから協議会自己負担金
計	764,000円	790,358円	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
印刷製本費	660,000円	770,000円 (予備費69,000円含む)	小出地区自治会エリア図作成 700,000円+消費税 【仕様内訳】 ・基本設定費（データ取込編集調整・営業経費・諸経費含）160,000円 ・小出地区全体図（A 2）20部 50,000円 ・小出地区17自治会エリア図（A 3）70部 100,000円 ・小出地区17自治会詳細図（A 4）100図想定して、149図実績 70部 220,000円 ・施設プロット35,000円 ・上記PDFデータ 35,000円 ・追加作業費（戸別住宅情報の追記）100,000円 ・クリアファイル（80ポケット） 50冊 0円
消耗品費	35,000円	20,358円	・クリアファイル（80ポケット） 20冊 17,360円 ・タックインデックス 2,998円
予備費	69,000円	0円	追加作業費に充当
合計	764,000円	790,358円	